

東京都の保護上重要な野生生物の戦略的保全方針（仮称）の概要

「東京都の保護上重要な野生生物の保全戦略におけるポイント」

1. 事業の背景

- 高度成長期以降、開発圧から自然地を保全するために、保全地域制度等の運用により一定の成果を上げてきた。
- 一方で、**都内の野生生物種の絶滅危険度は年々高まっている**ことがレッドリスト等から判明
- 都地域戦略の改定を契機に、**都内での絶滅種をこれ以上増やさないこと**を目指し、基本戦略 I の行動目標の1つとして「新たな野生絶滅ZEROアクション」を明記
- 多様なステークホルダーとともに保護上重要な野生生物を戦略的に保全していくための体系的な方針が必要

2. 方針の目的

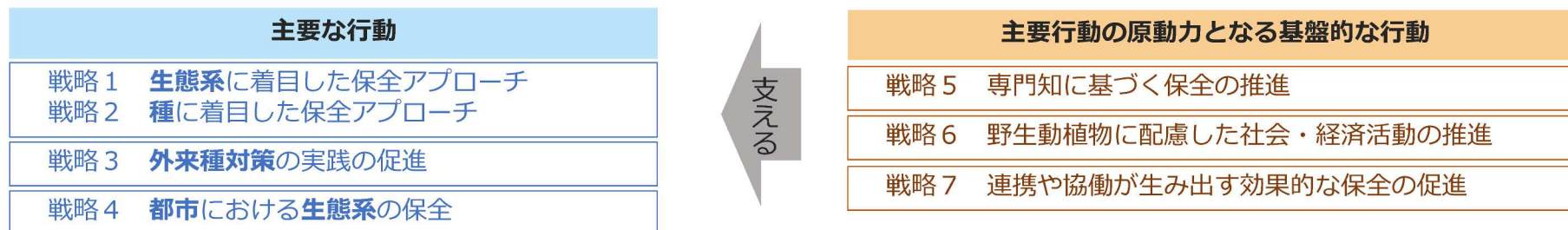
- 都地域戦略「新たな野生絶滅ZEROアクション」などの実現に向けた課題整理、ビジョン・方策の具現化
- 東京都自然の保護と回復に関する**条例（都自然保護条例）の積極的活用**に向けた検討

3. 考え方

これまでの「種」に着目した保全に加え、「生態系」に着目した保全の両輪による、野生生物の保全施策の強化を具現化
国内で最も都市化が進み、様々な人間活動により多くの種が姿を消してきた東京から、ネイチャーポジティブに向けた新たな保全方針を発信

4. 保全戦略

東京における野生生物の保全上の課題を踏まえた主要な保全戦略と、その原動力となる基盤的な戦略の7つの保全戦略



5. 戦略に基づく取組

- 生態系からの保全アプローチ：保護上重要な生態系の抽出等による**保全地域内の野生動植物保護地区※1等の指定**の推進
- 種からの保全アプローチ：東京都希少野生動植物種※2の指定による採集・盗掘規制、保護計画の作成による保護策の強化など
- 外来種対策の実践の促進：東京都版外来種対策リストの作成による優先度に基づく対策推進、**監視体制の強化**
- 基盤行動：市民参加型調査データの活用、自然環境情報の収集・一元化による**野生生物目録の作成**ほか
- エリアごとの戦略的保全：東京都の多様な環境における、それぞれの野生生物と生態系の特徴に応じた保全

※1：東京都 自然保護条例 第25条

※2：東京都 自然保護条例 第39条

第1章 方針策定の背景と目的

1. 方針策定の背景

東京都では、都市化の進行する過程で多くの特徴的な生態系が失われるとともに、多くの野生生物が絶滅の危機に陥ってきた。生物多様性の減少により、多様な生態系のバランスが変化し、人類が享受できる様々な恩恵が消失する恐れがあり、生物多様性を支える野生生物の保全に早急に取り組むことが求められている。そうした中、東京都生物多様性地域戦略（2023年改定）では、2030年のネイチャーポジティブの実現を目指し、以下の行動目標を掲げている。

東京都生物多様性地域戦略

基本戦略 I：自然環境の基礎情報を基に、現在残る良好な生物多様性を保全し、劣化した生物多様性の回復を図ることで、豊かな自然を後世につなぐ

行動目標

- ▶ 「**新たな野生絶滅ZEROアクション**」
新たに野生絶滅となる種がゼロとなるように実効性ある取組を様々な主体と共に実施
- ▶ 「**生物多様性バージョンアップエリア10,000+**」
自然地の保全管理、みどりの新たな確保、公園・緑地の新規開園 等

▶ 上記行動目標の実現のため、多様なステークホルダーとともに**保護上重要な野生生物を戦略的に保全していくための体系的な方針が必要**

東京都版本土部レッドリストの状況からわかる野生生物の絶滅危険度の高まり

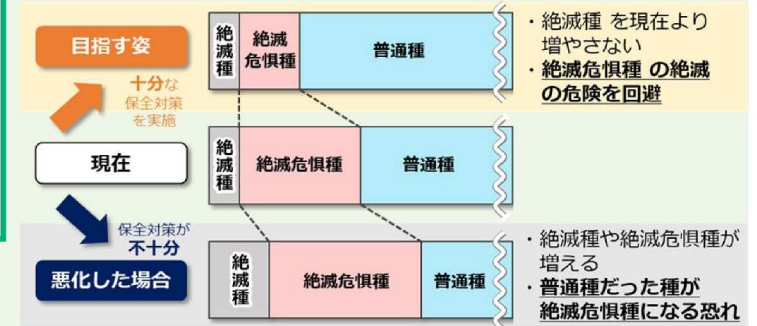


図 新たな野生絶滅ZEROアクション イメージ

2. 方針策定の目的

野生生物は普通種や絶滅危惧種を問わず、互いに関係し、つながり合いながら生息・生育しており、いずれも生物多様性を支える重要な構成要素である。東京において、これ以上絶滅種を増やさずに、絶滅危惧種の絶滅危険度の高まりを回避するためには、これまでの特定の種に着目した保全の取組を強化するとともに、普通種を普通種のまま維持するという考え方に基づいた保全策を進めていくことが必要。

これらを踏まえ、本方針は、都内における各主体に対し、**保護上重要な野生生物の保全に向けた取組の考え方や対応の方向性を示すことを目的とする。成果の検証をしながら適宜見直しを行い、長期にわたり野生生物の継続的かつ実践的な保全に寄与し続ける方針とする。**

1. 野生生物が直面する現状

東京都は、奥多摩や伊豆諸島、小笠原諸島などの大自然から、人の手により保たれてきた二次的自然である里山環境、都心部における公園・緑地や水域等、多様な自然環境を有する。

東京において野生生物の生息・生育に大きなダメージを与えている4つの危機

- (1) 開発など人間活動による危機
- (2) 自然に対する働きかけの縮小による危機
- (3) 人間により持ち込まれたものによる危機
- (4) 地球環境の変化による危機

2. 野生生物の保全上の課題

- (1) 希少種に着目した保全策の限界
- (2) 優先度に応じた保全策の必要性
- (3) 法令等の制度の積極的活用
- (4) 減少要因の把握と対策の拡充
- (5) 野生生物保全に関する課題の認識が浸透していない状況
- (6) 生物多様性情報の散在、専門機関との連携が不十分
- (7) 連携や協働を図るための場が不足

第3章 野生生物の戦略的保全

1. 基本理念と戦略的保全の考え方

生態系内には多くの生物種が存在し、相互に関係しながらそれらを取り巻く環境の中で安定性を保っている。そのため、保護上重要な生物種をより戦略的に保全するためには、**生物種間の相互関係を安定的に保つことなどが重要。**

種ごとに絶滅回避の手立てを考える「種」に着目した保全の考え方に加え、それらを取り巻く普通種や生息・生育環境を含む「生態系」に着目した保全にも取り組んでいく。

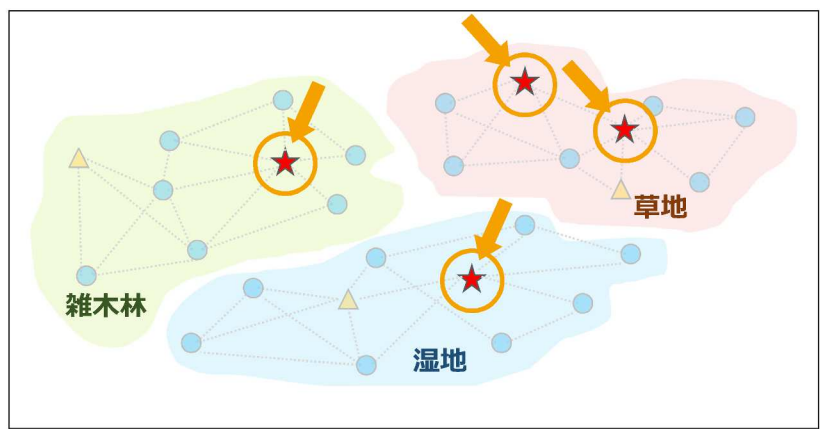
取組に
あたり

- ・ 絶滅危惧種が多く生息・生育する生態系や地域の特徴的な生態系を把握
- ・ その価値を多様なステークホルダーと共有しながら、保全に向けた取組を推進

2. 7つの保全戦略

主要な行動	
戦略1	生態系に着目した保全アプローチ
戦略2	種に着目した保全アプローチ
戦略3	外来種対策の実践の促進
戦略4	都市における生態系の保全
主要行動の原動力となる基盤的な行動	
戦略5	専門知に基づく保全の推進
戦略6	野生動植物に配慮した社会・経済活動の推進
戦略7	連携や協働が生み出す効果的な保全の促進

種 に着目した保全アプローチ

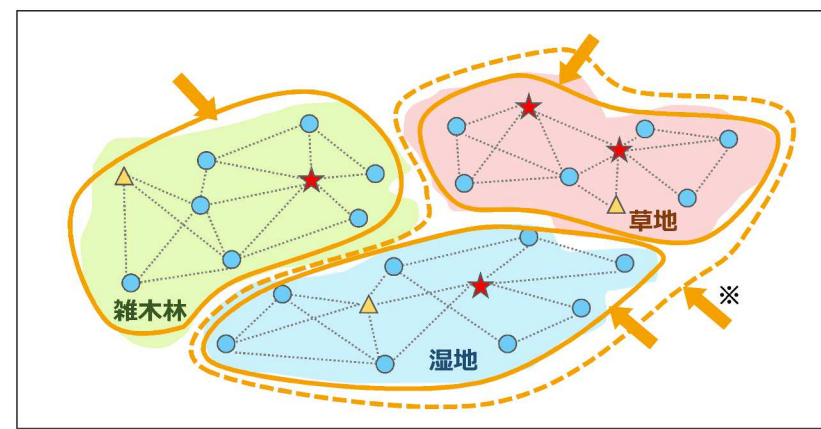


- ・絶滅危惧種ごとに絶滅回避の手立てを考え、その種の生息・生育地の保全や個体数を増加させる取組
- ・普通種や未発見種は、必ずしも保全対象とならない
- ・個体数が極めて少ない種等には有効な手立てではあるが、絶滅が危惧されてからの対応となる傾向がある

基盤となる取組 (主なもの)

優先度の提示・共有による保全 (規制なし)
保護上重要な野生生物種のリスト化 (既成：レッドリスト・レッドデータブック)
法令等による保全 (規制あり)
都条例 (東京都希少野生動植物種)

生態系 に着目した保全アプローチ



- ・絶滅危惧種や普通種を含む種同士の相互関係や、生息・生育地のみならず生態系のもつ機能及びプロセスをも保全対象とする
- ・種ごとの対策において不足しがちな未発見種への対応や他の生物や環境への配慮等を補うことができ、絶滅危惧種となることを未然に防止することも可能

基盤となる取組 (主なもの)

優先度の提示・共有による保全 (規制なし)
保護上重要な生態系のリスト化 (本方針に基づき作成)
法令等による保全 (規制あり)
都条例 (保全地域、野生動植物保護地区) 都市緑地法 (特別緑地保全地区)

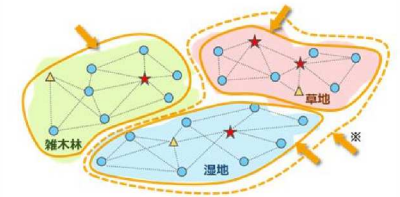
凡例：

- ★ 絶滅危惧種
- 普通種
- ▲ 未発見の種
- 保全アプローチ

※個々の生態系を複合的に捉える場合もあります

2つのアプローチでの取組を推進

野生生物の保全にあたっては、生物種やそのハビタットを保全するだけでなく、生態系を支える生物種間のつながりや、生態系が持つ機能及びそのプロセスをも保全していくことが重要。こうした面的な自然の保全により、単に生物種が存在するだけでなく、多様な生態系機能が維持、増進されることにつながる。



具体的な取組の方向性

(1) 保護上重要な生態系の抽出

- ・基礎データの収集や分析、抽出基準やスケール、重要度等の評価項目などを検討し、重要な生態系を「保護上重要な生態系」として抽出、リスト化し公表
- ・保全の取組に関する優先度を共有し、理解と配慮を浸透させる
- ・対策の実践と保全効果の検証や評価、各保全活動主体の取組成果を可視化

(3) 多様なステークホルダーとの合意形成による保全

- ・OECM（保護地域以外で生物多様性の保全に資する地域）に係る国の認定制度への参加の促進、保全の取組支援を実施
- ・都市緑地や学校ビオトープ等の再生や創出の促進や、野生生物保全の取組の理解の浸透
- ・公共事業や民間事業に対し、保護上重要な生態系への配慮を促進

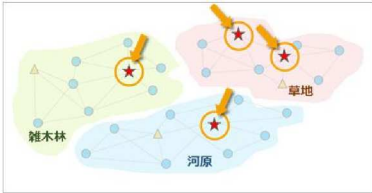
(2) 法令等による制度を活用した保全

- ・保護上重要な生態系のリストを既存の緑地保全制度に基づくエリア選定等へ活用し、生態系保全に向けた担保性を向上
- ・都自然保護条例による野生動植物保護地区の指定をはじめとした各種制度の適用を、緊急性や重要度に応じて順次推進
- ・既存の制度等で保全が図られているエリアでは、保護上重要な生態系リスト等を活用し優先度に応じた対策の実施を推進
- ・一つの制度で十分に成果を得られない場合には、新たな制度や重層的な制度活用を検討

(4) 保全施策の進め方

- ・継続的調査や科学的知見に基づく実践や検証を行い、結果をもとに新たな方策を探る「順応的な保全管理」の推進
- ・複数の異なる生態系を一つの保全対象として扱うなど、地域全体の生態系のつながりを視野に入れた保全管理を推進
- ・生態系の機能の回復や生態系が有するプロセスを保全管理の手法に取り入れる
- ・良好な生態系をモデルとして情報発信、野生生物の保全に取り組む市民等に普及啓発し、協働に向けた仕組みづくりを検討

戦略2 「種」に着目した保全アプローチ



すでに絶滅に近づいている種は、その個体群を維持・回復させるために、その種のハビタット（野生生物が生息・生育に利用する場）を考慮した生息・生育環境の保全を図る生息域内保全や、個体数が極めて少なくなった場合には、それらを保護増殖する取組である生息域外保全などの「種」に着目した保全が不可欠となる。

具体的な取組の方向性

(1) 法令等による制度を活用した保全

- ・東京都希少野生動植物種等の指定（都自然保護条例）
- ・保護計画の実践と成果の検証による順応的な保全管理
- ・各種法令の重層的な活用による着実な保全
- ・公共事業における保護上重要な野生生物への配慮の促進

(2) 多様なステークホルダーとの合意形成による保全

- ・レッドリスト・レッドデータブックの活用
- ・地域ごとの利用ルールによる保全
例：高尾山における地域ルール

(3) 保全施策の進め方（生息域内保全・生息域外保全等）

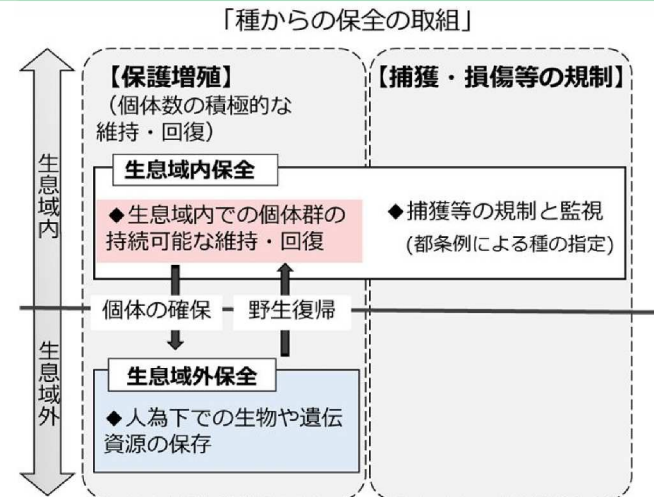
国際基準や国の基準等に沿って実施

生息域内保全と生息域外保全は車の両輪

減少要因の除去や軽減、生息・生育地の整備等による生息域内保全を優先して進め、必要に応じて生息域外保全を実施する。

留意点

- ・その種の生息・生育環境のみならず、生態系に着目した保全策や自然再生等の対策を組み合わせる検討
- ・種の特性や地域ごとの減少要因、分布、遺伝的多様性の状況など、保全の対象とする種の範囲や適切な対策手法を検討



戦略3 外来種対策の実践の促進

侵略的外来種による影響は、東京の保護上重要な野生生物の減少要因となっており、外来種対策の効果的な実践が必要。特に、島しょ部ではその影響が甚大であり早急な対策が不可欠。これまでの「外来種問題の主流化」から「防除等の対策の実践」へ転じる必要がある。

これまでの
外来種被害予防3原則

- ① 入れない ② 捨てない ③ 拡げない



外来種対策行動3原則

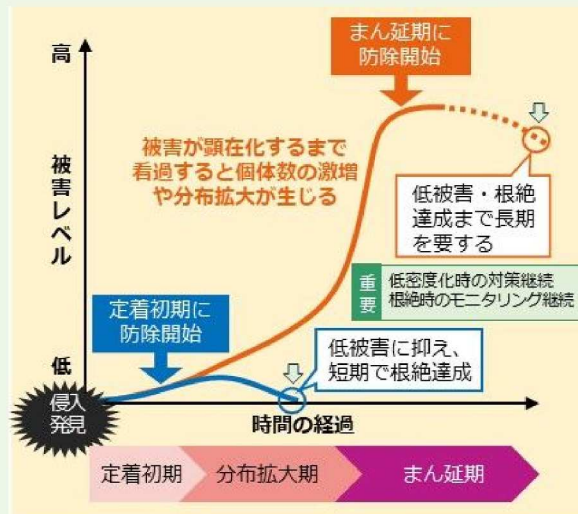
- ① いち早く見つける
- ② 被害を減らす
- ③ 取組を広げる

地域特性や被害状況に応じた外来種対策を
協働と連携のもと、効果的に実践し取組を広げる

具体的な取組の方向性

(1) 優先度を踏まえた対策の実施

- ・ 定着段階に応じた対策の実践
- ・ 外来種対策リストでの対策優先度の提示や対策行動計画の整備による多様な活動主体との連携や協働の推進
- ・ 保護上重要な生態系での集中的な対策



* 外来種被害防止行動計画（2015,環境省）を元に改変

(2) 予防や水際対策の推進

- ・ 関係者や国等と連携した港湾・空港等での防疫・監視体制の強化
- ・ 近隣県との連携を強化し、行政界を越えて侵入する外来種の監視体制及び情報共有の場を整備
- ・ 市民参加型の外来種調査等を活用した情報収集や初動対応、専門調査を用いた分布拡大予測
- ・ ペットや観賞魚等の放逐を防ぐため、種の指定等による飼育者への適正な管理を促すための施策の検討
- ・ 産業に利用される種の適正な管理

(3) 外来種から島しょの自然とくらしを守る

- ・ 多様なステークホルダーとの連携による住民や観光客等への普及啓発等、多面的な対策の強化

(参考) 環境省 新・外来種被害防止行動計画(案、2024年度末改定予定)

- 目標
- ・ 定着していない外来種の定着予防
 - ・ 定着した外来種の防除

地方公共団体に求められる役割 ※地域単位での目標・指標を定める

- ・ 地域単位の戦略的な外来種対策の計画 (全体戦略・条例・種リスト作成)
- ・ 地域関係者と連携した外来種対策の実施 (モニタリング、緊急/計画的防除)

都市域では野生生物の生息・生育環境の分断・孤立化が進んでいるが、小規模であっても野生生物の新たなハビタット（野生生物が生息・生育に利用する場）として機能している人工的な環境もあることが知られている。生態系ネットワークを意識し、核となる緑地やその周辺における野生生物の生息・生育地となる環境の保全や創出に取り組むことが重要。

市街地における多様な緑地等を 野生生物の生息・生育環境として保全・創出



コアエリア：生物多様性の拠点
コリドー：野生生物の移動・分散を可能とするため、コアエリア間を連結させる生態的回廊

* 東京都生物多様性地域戦略（2023,東京都）を基に一部改変

具体的な取組の方向性

（1）都市域の野生生物総点検

- ・ 市民による野生生物調査も活用し、保護上重要な野生生物の生息・生育地の実態を把握し、ポテンシャルを評価
- ・ 都市域における公園等の公共緑地における現況調査の促進と活用

（2）豊かな自然を有する地域を保全

- ・ 都自然保護条例に基づく保全地域の指定や公有化を進め、貴重な湿地などの水辺環境を有する緑地の保全を強化

（3）地域に根付いた屋敷林等の民有地の緑地等の保全

- ・ 特別緑地保全地区への指定を促すことや、区市町村による買取り及び整備の支援を行うなど、屋敷林等の民有地における緑地の公有化の推進

（4）公共事業民間により設置された緑地等における生態系の保全

- ・ 都市開発に合わせた緑の創出などの機会を活用し、既存の緑との連なりやまとまりを誘導することで、都市生態系の保全を促進
- ・ 確保された緑地の維持管理における好事例などを次の取組に活用するため、得られたデータやノウハウを蓄積、公開

（5）身近な場でのハビタットの創出による生態系サービスの享受

- ・ 都市公園や学校等を活用したビオトープ作りなど、小面積の空間を活用した新たなハビタットの創出

生物多様性情報の集積・蓄積を進め、科学的知見に基づく正確な課題の把握や、効果的な対策や取組につなげる。また、過去の東京の自然環境の状況を証明する資料の散在や散逸の危機への対応として、自然史資料等の情報収集にも努める。

野生生物の保全の取組を進めるため、専門知に基づく科学的データや知見の活用を進め、専門的知識を持つ人材の関与を実現する。

具体的な取組の方向性

(1) 段階やプロセス、優先度等に基づく保全管理

- ・調査・計画、整備や管理実施、モニタリング調査、対策の実施や効果の検証などの着実な実施
- ・外部専門家からの評価結果を現場へフィードバックすることにより効果的な保全策を実践しノウハウを蓄積、事例を他地域の参考として共有

(2) 生物情報の収集・管理、活保全管理等への活用に向けた発信

- ・科学的データに基づく野生生物のオカレンスデータ※や生物多様性に関する情報基盤の整備とデジタル化、専門知に基づく分析・評価
※オカレンスデータ：いつどこにどんな種がいたかを示す情報
- ・デジタル版東京都野生生物目録や東京都版外来種対策リストの作成、東京都版のレッドリスト・レッドデータブックの更新
- ・地域に特有な伝統知・地域知を収集し、東京の自然の魅力として発信
- ・生物多様性保全へ活用するための調査研究及び技術開発に向けた研究機関との連携を推進

(3) 科学的知見に基づく対策の実践と検証

- ・都民参加や関係機関との連携による野生生物目録の作成、野生生物の生息・生育分布情報の蓄積や継続的な調査
- ・生物データの蓄積や共有の場の確保、都民参加の仕組みづくり
- ・希少野生生物や対策の優先度が高い種に対しては、取組の計画策定から実施及び評価までを一連で取り組む
- ・各研究機関等との連携強化により、保護上重要な野生生物に関する課題の把握や科学的知見に基づいた検証や実践の促進

戦略6 野生生物に配慮した社会・経済活動の推進

あらゆる社会・経済活動が野生生物の生息・生育環境に影響を及ぼすため、すべての人間活動において野生生物保全への配慮が求められる。

具体的な取組の方向性

(1) 社会・経済活動における野生生物保全への貢献

- ・ 公共事業や企業活動において、環境や自然資本への影響に配慮し、野生生物の保全に貢献していく社会・経済活動の流れを作る
- ・ 東京産の農産物の消費拡大や多摩産材の利用拡大に向け、区市町村や関係団体、民間事業者等の取組への支援を実施
- ・ 経済活動による自然環境や生物多様性への影響に関する企業の情報開示を促す
- ・ 利用者や消費者に対して野生生物の保全に配慮した企業活動や事業に対する理解と賛同を促す

(2) 生物多様性に配慮した持続的な農林水産業の推進

- ・ 農林水産業の担い手の確保や育成、農地の保全、基盤整備などの取組を促進
- ・ 適切な農薬の使用法等について普及啓発するとともに、化学合成農薬や化学肥料の使用量を削減した環境保全型農業を促進

戦略7 連携や協働が生み出す効果的な保全の促進 10

戦略を効果的に実践していくためには、都民、NPOやNGO及び企業等との理解や協力を得て、多様な主体による連携や協働の推進が重要。専門家や関係者等の多面的かつ重層的な関わりや、関連部局間をつなぐ場を創出する。

具体的な取組の方向性

(1) 連携・協働が生み出す自然共生都市

- ・ 身近な生きものとのふれあい等の体験的取組や、調査・活動などへの都民の参加や協働を進める
- ・ 行政機関や公的機関、企業や市民など多様なステークホルダーの参画を促進、事業内容やその評価を共有する協議の場をつくり、共に解決策を模索
- ・ 研究機関や教育機関、保全活動団体等の情報や資料等の共有を図るハブ機能を構築、人・情報・フィールドをデジタルとリアルでつなげて協働を促進

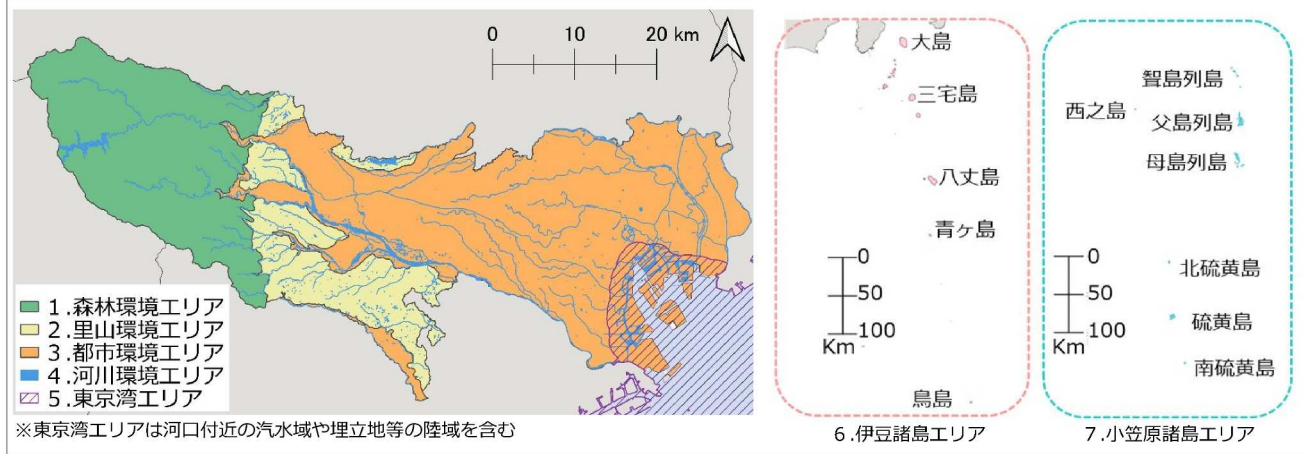
(2) 各主体の行動変容を促すしくみ

- ・ 生物多様性に関わる先人の知恵や知見を役立てていけるよう、事例を収集、他地域での活用に向けて情報発信
- ・ 東京の自然の豊かさや魅力をこれまで関心の低かった層にも伝え、次代を担う野生生物保全に関わる人材の育成と裾野を拡大
- ・ 様々な団体の活動成果を広く公表し、活動団体や企業等の各主体が評価を得られるきっかけや、担い手の確保につながる機会を提供

第4章 エリアごとの戦略的保全

東京は多様な環境を有するため、それぞれの環境の特徴に応じた野生生物の保全が必要。

東京都の環境を7つのエリアに区分し、各エリアの現状や課題に対して行うべき戦略的保全について、主な取組を以下に示す。



1. 森林環境エリア

東京都の西部に位置する山地で、多くが森林に覆われている地域

【具体的な取組】

- 保護上重要な生態系や種に配慮した二ホンジカ対策（個体数管理、植生保護柵の設置、対策の効果検証、協働体制の構築等）
- 草原の保全や再生（草原環境の復活、草本植物の保全回復、制度や利用ルールの整備、自然環境の実態調査等）
- 森林の管理、過剰な踏圧への対策、盗掘や過剰採取等への対策、保護エリアの設定

2. 里山環境エリア

森林エリアと都市エリアの間に位置する里地里山

【具体的な取組】

- 伝統的な地域知などにもとづく谷戸の保全管理（保護上重要な生態系の抽出、計画の策定、取組の発信と他地域での活用等）
- 計画的な緑地の確保、保護上重要な生態系や種の保全策の強化
- 外来種対策の実践の促進
- 担い手の確保や多様な主体との協働と連携

3. 都市環境エリア

開発が進み、多くが市街地で人間活動が集中する地域

【具体的な取組】

- 野生生物の総点検（現況把握やポテンシャル評価に向けた野生生物調査の実施、市民による野生生物調査の活用等）
- 緑の確保や生態系ネットワーク機能の強化
- 開発の機会に合わせた生態系の保全の促進（専門家の知見を取り入れた維持管理、OECM参加促進）
- 外来種対策促進、保護上重要な生態系や種の保全策の強化

4. 河川環境エリア

大河川や中小河川、用水路などの河川敷を含む地域

【具体的な取組】

- 保護上重要な生態系における保全対策の推進（池沼等の保全強化）
- 溪流における在来魚類の保全（遺伝的かく乱の防止）推進
- 河川を通じて分布拡散する外来種の対策、中下流部の湿地や礫河原の保全の推進、モニタリングデータの活用

5. 東京湾エリア

沿岸域海岸線を挟む陸域及び海域の地域

【具体的な取組】

- 保護上重要な生態系である干潟や塩性湿地の保全・再生を強化（植生管理、藻場や湿地・干潟などの再生の取組推進等）
- 国や近隣自治体との連携強化、モニタリングデータの活用、水質改善に向けた取組

6. 伊豆諸島エリア

海洋域にある火山を起源とする伊豆諸島の島々からなる地域

【具体的な取組】

- 保護上重要な生態系における保全策の強化（各島の生物相の調査、保全活動が手薄な場所での対策強化、野生生物の保全に配慮した開発事業等）
- 外来種の侵入予防策の推進、人の乱獲や過剰な採取からの野生生物の保全、侵略的外来種からの固有種の保全、関係者が一体となった保全の推進
- 定着まん延している外来種対策（キヨンの個体数管理、優先対策エリア設定の検討）

7. 小笠原諸島エリア

海洋域にある小笠原諸島の島々で、固有種、希少種が多数生息・生育している地域

【具体的な取組】

- 生態系の修復と固有種等の絶滅回避（小笠原管理計画等の方針に基づく自然環境の修復、多様な主体と連携した保全、生息・生育域外保全等）
- 未侵入・未定着の侵略的外来種の侵入や拡散防止
- 自然と結びついた島のくらしや文化・歴史の継承
- 小笠原諸島の価値や保全の必要性に関する情報発信や普及啓発